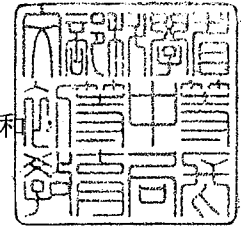




29 文科初第 1748 号
平成 30 年 3 月 22 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 都 道 府 県 知 事
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
高 橋 道 和



(印影印刷)

平成 30 年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与について (通知)

海外に在留する学齢子女に対する教科書については、毎年度、前期用と後期用の 2 回に分けて文部科学省が在外公館に対して一括送付し、現地で給与することとしています。

他方、年度途中に出国する児童生徒に係る教科書については、公益財団法人海外子女教育振興財団（以下、「財団」という。）を通じてあらかじめ国内で給与することとしています。国内給与の場合は、別添「平成 30 年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱」に留意の上、年度途中に出国予定の児童生徒に係る教科書の給与事務が円滑に処理されるよう、貴管下の関係機関・学校に対し周知方よろしくお願いいたします。

また、拡大教科書の給与を必要とする児童生徒については、事前に財団へ連絡願います。

なお、「平成 31 年度において、小学校第 1 学年に入学することとなる児童で、海外の在留地到着予定日が平成 30 年 11 月以降である者」についても対象者としているため、所管の幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園への当該文書の周知について遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

(本件連絡先)

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省初等中等教育局国際教育課庶務・助成係

TEL 03-5253-4111 (内線 2441)

FAX 03-6734-3738